

大阪市規則第53号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和55年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(支給範囲及び手当月額)</p> <p>第2条 条例第13条第1項に規定する市規則で指定する職員は、危機管理監の職及び別表に掲げる職にある職員（以下「管理監督職員」という。）とし、管理職手当の月額は、危機管理監の職にある職員にあつては、第1号に掲げる額、同表に掲げる職にある職員にあつては、同表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分（当該区分が3種乙である職のうち、複数の組織の業務を総括する職その他の総務局長が定める特に重要な職にあつては、3種甲）に応じて、次の各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該額に<u>条例第5条第17項</u>に規定する算出率を乗じて得た額）とする。</p> <p>[(1)～(9) 略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理監督職員（区長の職にある職員を除く。）のうち地方</p>	<p>(支給範囲及び手当月額)</p> <p>第2条 条例第13条第1項に規定する市規則で指定する職員は、危機管理監の職及び別表に掲げる職にある職員（以下「管理監督職員」という。）とし、管理職手当の月額は、危機管理監の職にある職員にあつては、第1号に掲げる額、同表に掲げる職にある職員にあつては、同表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分（当該区分が3種乙である職のうち、複数の組織の業務を総括する職その他の総務局長が定める特に重要な職にあつては、3種甲）に応じて、次の各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該額に<u>条例第5条第12項</u>に規定する算出率を乗じて得た額）とする。</p> <p>[(1)～(9) 同左]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理監督職員（区長の職にある職員を除く。）のうち地方</p>

公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の月額は、危機管理監の職にある職員にあつては、第1号に掲げる額に、別表に掲げる職にある職員にあつては、同表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分（当該区分が3種乙である職のうち、複数の組織の業務を総括する職その他の総務局長が定める特に重要な職にあつては、3種甲）に応じて、次の各号に掲げる額に、それぞれ条例第5条第17項に規定する算出率を乗じて得た額とする。

[(1)~(9) 略]

別表

[表 別紙2 挿入]

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

[(1)~(3) 略]

(4) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第10項の規定による公示がされた施設をいう。

公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の月額は、危機管理監の職にある職員にあつては、第1号に掲げる額に、別表に掲げる職にある職員にあつては、同表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分（当該区分が3種乙である職のうち、複数の組織の業務を総括する職その他の総務局長が定める特に重要な職にあつては、3種甲）に応じて、次の各号に掲げる額に、それぞれ条例第5条第12項に規定する算出率を乗じて得た額とする。

[(1)~(9) 同左]

別表

[表 別紙1 挿入]

備考 [同左]

[(1)~(3) 同左]

[新設]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年大阪市規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲

げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>[1・2 略]</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第2項の規定を適用する。この場合において、同項中「第1号に掲げる額に」とあるのは「第1号に掲げる額」と、「額に、それぞれ条例第5条第17項に規定する算出率を乗じて得た額」とあるのは「額(同条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該額に条例第5条第17項に規定する算出率を乗じて得た額)」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第2項の規定を適用する。この場合において、同項中「第1号に掲げる額に」とあるのは「第1号に掲げる額」と、「額に、それぞれ条例第5条第12項に規定する算出率を乗じて得た額」とあるのは「額(同条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該額に条例第5条第12項に規定する算出率を乗じて得た額)」とする。</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

[別表 別紙1]

管理職手当月額表

組織	職	区分	
[同左]			
消防局	[同左]	[同左]	
	[同左]	[同左]	
	消防署	[同左]	[同左]
		副署長	4種甲
[同左]			
教育委員会	[同左]	[同左]	
	教育センター	[同左]	
	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、デザイン教育研究所及び高等学校	校長	3種乙
		[同左]	[同左]
		園長	[同左]
		[同左]	[同左]

[別表 別紙2]

管理職手当月額表

組織	職	区分	
[略]			
消防局	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
	消防署	[略]	[略]
		副署長（消防監に限る。）	3種乙
		副署長（消防監を除く。）	4種甲
		総務担当課長	4種甲
		警防担当課長	4種甲
予防担当課長	4種甲		
[略]			
教育委員会	[略]	[略]	
	総合教育センター	[略]	
	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、デザイン教育研究所及び高等学校	校長	3種乙
		園長（認定こども園である幼稚園の園長に限る。）	3種乙
		[略]	[略]
		園長（認定こども園である幼稚園の園長を除く。）	[略]
		[略]	[略]